

第3期障がい福祉計画の策定

障害福祉計画とは

障害者自立支援法において、市町村は「市町村障害福祉計画」の策定、都道府県は「都道府県障害福祉計画」の策定が義務付けられている。

また、市町村及び都道府県は、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障害福祉計画を定める必要がある。

(障害者自立支援法 第5章(障害福祉計画) 第87条～第91条)

(参考)

	熊本県障がい者計画 (くまもと・夢・障がい者プラン)	熊本県障がい福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者自立支援法
性 格	障がい保健福祉施策の基本的方向を示す計画	障害福祉サービス、相談支援等の提供体制の確保に関する計画
内 容	施策推進の基本的な考え方や具体的方策、達成すべき目標を定めたもの。	各年度における指定障害福祉サービス・指定相談支援等の必要な見込み量、その確保のための方策等を定めたもの。
期 間	4年間(法定なし) H23～H26(第4期)	3年間(法定) H21～H23(第2期)

障害福祉計画の期間

3年間を1期とする計画。(基本指針に規定)

第1期計画(平成18年度～平成20年度)

第2期計画(平成21年度～平成23年度)

第3期計画(平成24年度～平成26年度)

※ ただし、障害者総合福祉法(仮称)の平成25年8月までの実施が予定されており、見直しの可能性あり

障害福祉計画において策定すべき事項

(1) 共通事項(市町村障害福祉計画・都道府県障害福祉計画)

(主なもの)

- ① 計画の基本的理念
- ② 数値目標の設定
 - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ・入院中の精神障害者の地域生活への移行(退院可能精神障害者の減少)
 - ・福祉施設から一般就労への移行等
- ③ 達成状況の点検及び評価

(2) 市町村障害福祉計画において定める事項

(主なもの)

- ① 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ② 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

(3) 都道府県障害福祉計画において定める事項

(主なもの)

- ① 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ② 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ③ 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- ④ 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村障害福祉計画と県障害福祉計画の関係

県が見込む指定障害福祉サービス等の必要量と市町村が見込む指定障害福祉サービス等の必要量は整合を図る必要があり、県と市町村は連携して策定を進める必要がある。

第2期熊本県障がい福祉計画（H21～H23）の概要

(1) 目標数値（目標年度：平成23年度）

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ア 施設入所者の地域生活への移行目標数
 - ・施設入所定員の10%にあたる340人以上の地域生活への移行

イ 入所施設の定員総数

- ・入所定員総数の7%減にあたる238人分の入所定員を削減

② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- ・受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者のうち625人の地域生活への移行

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労実績の約3倍にあたる年間80人以上の一般就労への移行

※ 国の基本指針では「4倍以上」とされているが、熊本県の移行率は全国平均より高い水準にあるため「3倍」としている。

(2) 各指定障害福祉サービス等の必要量の見込み

施設入所支援、療養介護及び生活介護については、全県的な広域性をもたせる必要があるため、県全域を一つの区域として必要量の見込みを設定。

上記以外のサービス及び相談支援については、障害保健福祉圏域を一つの区域としてそれぞれ必要量を設定。

第3期障がい福祉計画策定にあたっての基本的な考え方

- 第1期及び第2期の障がい福祉計画の実績を踏まえつつ、平成24年度から平成26年度までの3年計画として、平成23年度中に作成する。
- 国の第3期障害福祉計画に係る基本的な考え方
(障害保健福祉関係主管課長会議 (H23.2.22) 資料「第3期障害福祉計画の考え方」を参照)

【基本理念等】

- ・現基本指針の基本的考え方等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。

【数値目標の設定方法】

- ・主に次の事項について、平成26年度末における数値目標を設定する。

① 施設入所者の地域生活への移行

ア 施設入所者の地域生活への移行目標数

国の基本指針では、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として目標数値を設定。

イ 入所施設の定員総数

国の基本指針では、平成17年10月1日時点の入所施設定員数から1割以上削減することを基本として目標数値を設定。

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行(退院可能精神障害者の減少)

数値目標設定の考え方については、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえ、追って国から本年夏を目途に示される予定。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすること、福祉施設利用者の2割以上が就労移行支援事業を利用すること、及び、就労継続支援事業利用者の3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として目標数値を設定。

【サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法】

- ・ 現基本指針で示されていることについては、数値目標に係るものを除き、基本的には変更しない。
- ・ 旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むこととする。
- ・ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
- ・ 各種経過措置の取扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス（相談支援、同行援護）の見込量の考え方については、追って国から示される予定。

【作成のプロセス】

- ・ 障害者自立支援法改正の趣旨を踏まえ、第3期障害福祉計画の策定に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましい。

【その他】

- ・ 第3期計画の確実な実施のため、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を厚生労働省において調査し、毎年度公表予定。

○ 策定スケジュール等

- 別添：平成23年5月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡のとおり

事 務 連 絡
平成 23 年 5 月 20 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中
(障害福祉計画担当)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

第 3 期障害福祉計画の作成スケジュール等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、第 3 期障害福祉計画について、平成 23 年 2 月 22 日開催の障害保健福祉関係主管課長会議資料(企画課)において、「第 3 期障害福祉計画の考え方」をお示しし、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を厚生労働省において調査し、毎年公表することとしたところです。

また、第 3 期障害福祉計画の作成に当たっては、他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を盛り込んでいただくために、新たに第 3 期障害福祉計画に示す数値目標及びサービス見込量の中間報告をしていただくこととしました。

つきましては、別紙 1 に 2 月の主管課長会議でお示しした第 3 期障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方、別紙 2 に中間報告の目的や実施方法、別紙 3-1 及び 3-2 に都道府県及び市町村の第 3 期計画作成スケジュールをお示します。これらを参考に、第 3 期障害福祉計画の策定を進めていただきますようお願いいたします。

本事務連絡については、管内市町村に情報提供を行っていただきますようお願いいたします。

(問い合わせ・提出先)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課 障害計画係

TEL 03-5253-1111 (内線 3009, 3021)

FAX 03-3502-0892

E-mail : shougaikeikaku@mhlw.go.jp

第3期障害福祉計画について

《平成23年2月22日主管課長会議資料より（概要）》

【基本的理念・基本的考え方】

これまでの考え方に変更ありませんが、必要な時点修正を行います。

【数値目標】

(1) 数値目標

①項目は第2期計画と変更ありません。

②数値目標の設定

・施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次のとおりです。

項 目	基 準 時 点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる 数値とその考え方		備 考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) →1年間:3.3% 3.3%×9.5(H17.10月～ H27.3月)≒30%	※児童福祉法の改正により、 18歳以上の入所者につい て障害者自立支援法に基 づく障害者支援施設等とし て利用させることとした施設 を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	現目標:7%(6年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)	

- ・「退院可能精神障害者の減少に係る数値目標」については、客観的指標としてどのようなものが適切か、今年夏を目途に示す予定です。
- ・「福祉施設から一般就労への移行」及び「就労支援事業の利用者数」については、考え方に変更ありません。

(2) サービスの見込量

サービス見込量の算出の考え方は、変更ありません。

※第3期障害福祉計画の作成に当たって、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましいこととしていますのでご留意下さい。

(3) 実績値の報告

毎年6月に都道府県から報告していただき、毎年7月に都道府県別に集計の上、進捗率を併せ、都道府県に結果をお知らせします。

別紙 2

中間報告について

1. 目的

他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施していただくために、第3期障害福祉計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について、中間報告を行っていただくこととします。

2. 実施方法

都道府県は、10月末に国に中間報告を行って下さい。国において、これらの数値を都道府県別に集計し、結果を都道府県にお示しします。（ただし、中間報告の時点では、数値目標・サービス見込量が未確定であっても差し支えありません。）

なお、中間報告の様式は、5月下旬にお知らせします。

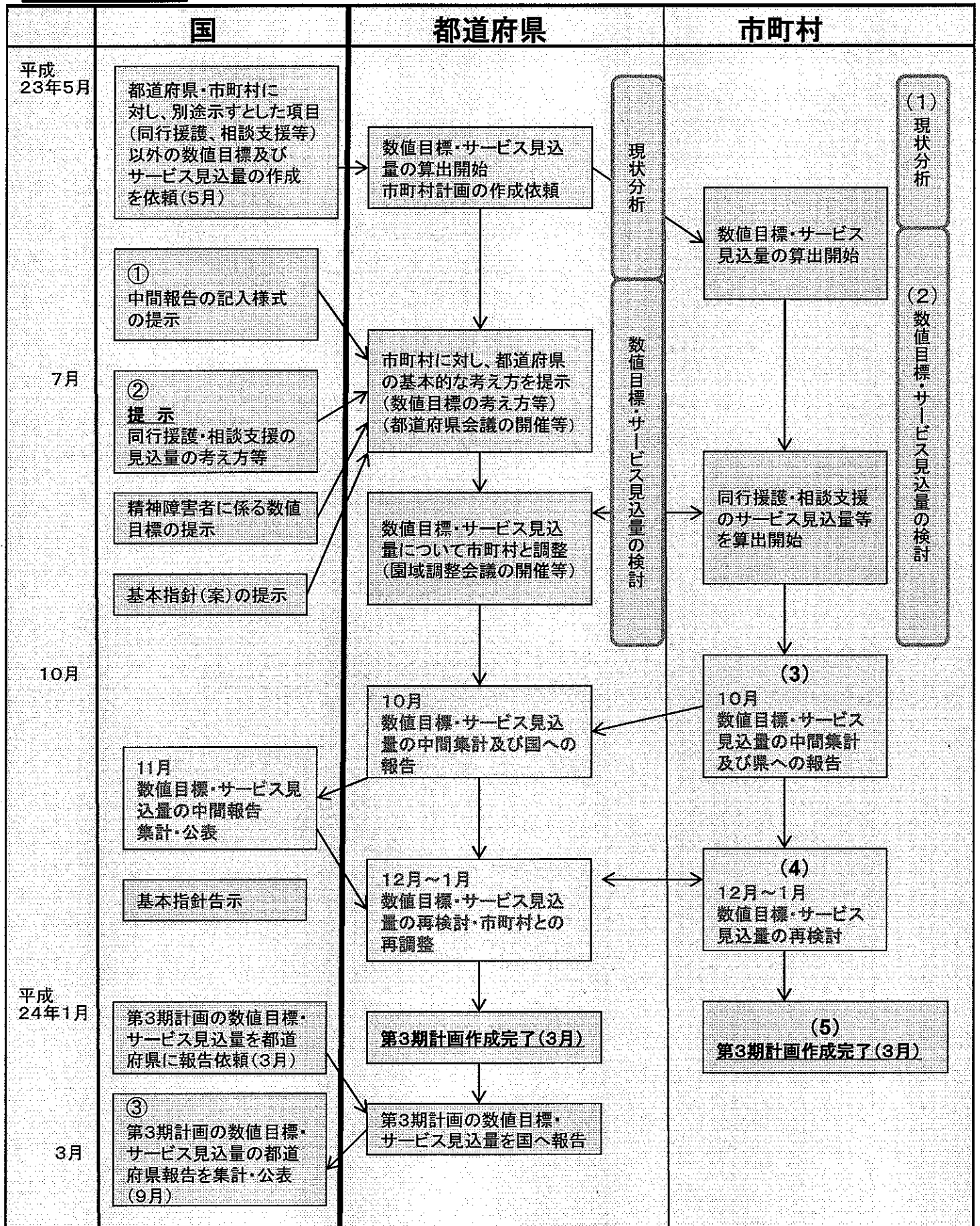
3. その他

共同生活援助及び共同生活介護は、サービス見込量とともに整備見込量も併せて報告して下さい。

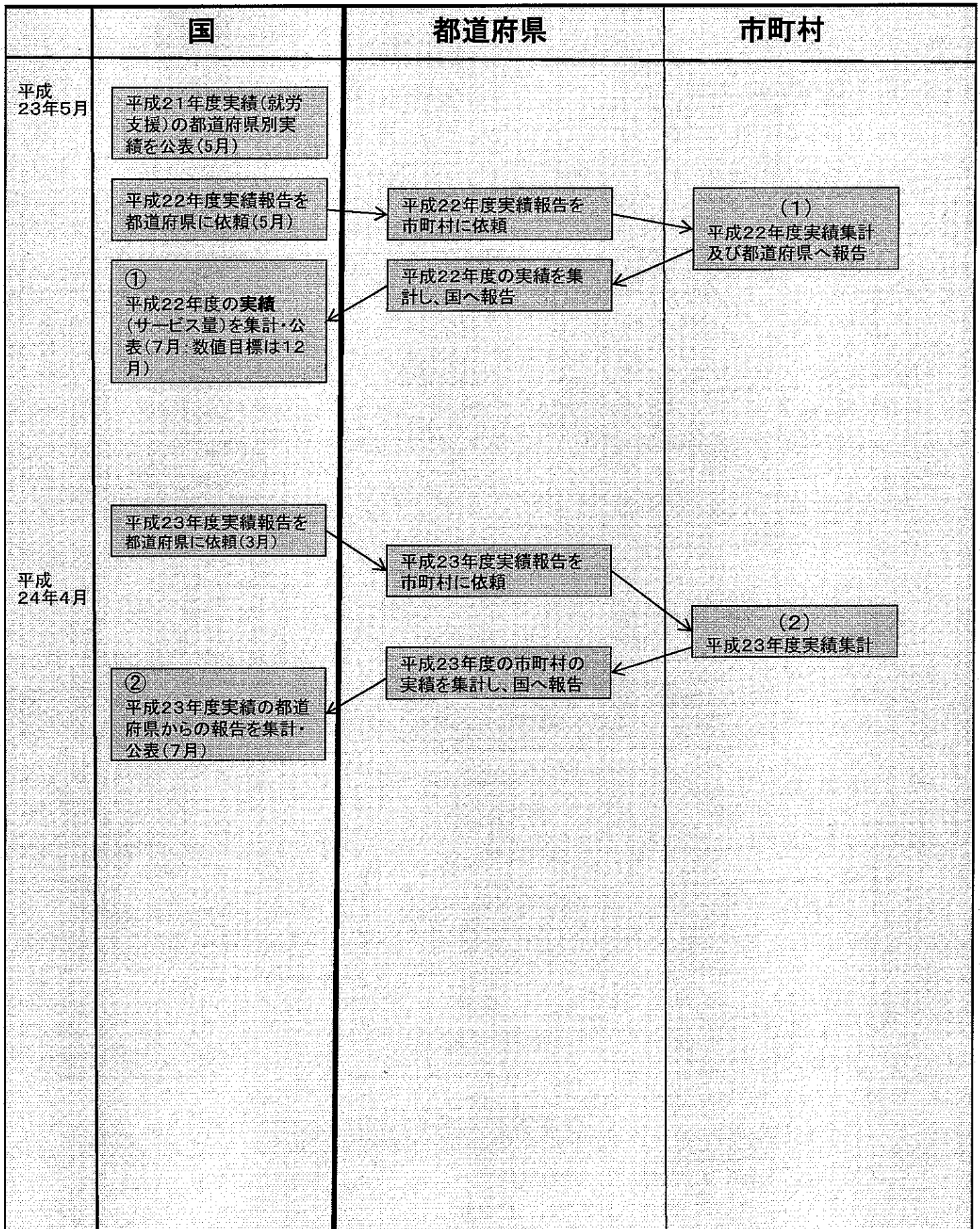
なお、整備見込量の報告内容は、5月下旬にお知らせします。

別紙3-1

第3期計画作成スケジュール(予定):計画作成



第3期計画作成スケジュール(予定):実績報告



別紙 3-2

[参考]市町村のスケジュール（予定）について

1. 計画作成

(1) 現状分析（ニーズ調査・自立支援協議会の活用等）

第2期計画の進捗状況を取りまとめるとともに、ニーズ調査の実施や自立支援協議会の活用などにより、ニーズやサービス供給能力等を把握・分析して下さい。

(2) 数値目標・サービス見込量の検討

都道府県から示される都道府県計画の基本的な考え方を踏まえ、意見交換等を行い、数値目標及びサービス見込量を検討して下さい。

(3) 数値目標・サービス見込量の算出及び都道府県への中間報告

（平成23年10月中旬）

数値目標及びサービス見込量を算出した後、都道府県に報告して下さい。
なお、中間報告の記入様式は平成23年5月下旬にお知らせします。…①

また、昨年12月の障害者自立支援法の改正により、実施・見直しされることとなる同行援護・相談支援の見込量の考え方は、平成23年7月にお知らせします。…②

(4) 数値目標・サービス見込量の再検討及び都道府県との再調整

（平成23年12月～平成24年1月）

国が都道府県にお示しする中間報告（都道府県別の数値目標・サービス見込量）の結果も参考にさせていただき、数値目標・サービス見込量の再検討を行って下さい。

(5) 第3期計画作成完了（平成24年3月）

都道府県から国に報告していただいた数値目標及びサービス見込量の確定値は、国で集計の上、第3期計画の数値目標及びサービス見込量の全国集計結果（都道府県別）として平成24年9月にお知らせします。…③

2. 実績報告

(1) 平成 22 年度実績報告 (平成 23 年 6 月)

国から都道府県に実績報告を依頼しますので、市町村は、都道府県から実績報告の依頼があった時点で、都道府県に報告して下さい。

報告していただく内容は、平成 21 年度実績と同じく、国保連データで把握できないデータです。

なお、都道府県から国に報告していただいた実績は、国で集計の上、サービス量の全国集計結果として平成 23 年 7 月にお知らせします。…①

(2) 平成 23 年度実績報告 (平成 24 年 6 月)

国から都道府県に実績報告を依頼しますので、市町村は、都道府県から実績報告の依頼があった時点で、都道府県に報告して下さい。

報告していただく内容は、第 2 期計画の最終年であることを踏まえ、全ての数値目標及びサービス見込量とします。(国保連データは使用しません。)

なお、都道府県から国に報告していただいた実績は、国で集計の上、サービス量の全国集計結果として平成 24 年 7 月にお知らせします。…②

天草市障がい福祉計画(第2期)サービス見込み量と現状

1障がい福祉サービス

訪問系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
居宅介護	【必要量】	【必要量】	
重度訪問介護	1,800時間/月	1,900時間/月	1,659時間/月
行動援護	【利用者】	【利用者】	【利用者】
重度障がい者等包括支援	115人	120人	97人

日中活動系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
生活介護	900人日/月	3,700人日/月	748人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	75人	300人	39人
自立訓練(機能訓練)	25人日/月	25人日/月	21人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	10人	10人	5人
自立訓練(生活訓練)	450人日/月	700人日/月	304人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	25人	40人	14人
就労移行支援	225人日/月	300人日/月	133人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	12人	16人	7人
就労継続支援A型	600人日/月	700人日/月	719人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	30人	35人	34人
就労継続支援B型	2,750人日/月	3,450人日/月	3,260人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	150人	185人	170人
療養介護	30人日/月	30人日/月	0人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	1人	1人	0人
児童デイサービス	315人日/月	315人日/月	301人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	140人	140人	74人
短期入所	60人日/月	60人日/月	75人日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	13人	13人	16人

居住系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
共同生活介護 (ケアホーム)	0日/月	60日/月	123日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	0人	4人	5人
共同生活援助 (グループホーム)	1,650日/月	2,150日/月	2,272日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	70人	90人	75人
施設入所支援	3,150日/月	9,750日/月	1,846日/月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	105人	325人	61人

装弾支援における1ヶ月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
サービス利用計画作成	13人/月	14人/月	2人/月

2補装具

補装具の必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
補装具	165件	165件	233件

3地域生活支援事業

(1)相談支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
相談支援事業	4箇所	6箇所	4箇所
相談支援機能強化事業	1箇所	1箇所	0箇所
区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
住宅入居等支援事業	4箇所	6箇所	4箇所
成年後見制度利用支援事業	4箇所	6箇所	4箇所

(2)地域活動支援センター

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
基礎的事業	138人	138人	139人
機能強化事業	138人	138人	139人

(3)コミュニケーション支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
コミュニケーション支援事業	200件	200件	125件

(4)移動支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
	利用者	利用者	利用者
移動支援事業	60人	60人	157人

(5)日常生活用具給付事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
日常生活用具給付事業	725件	800件	517件

(6)生活サポート事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
生活サポート事業	84時間分/月	108時間分/月	0時間分/月
	7人	9人	0人

(7)日中一時支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
	利用者	利用者	利用者
日中一時支援事業	95人	110人	71人

(8)訪問入浴車派遣サービス事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
訪問入浴車派遣サービス事業	250件	250件	39件

(9)自動車運転免許の取得・改造助成事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
自動車運転免許の取得・改造助成事業	10件	10件	4件

(10)成年後見制度

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
成年後見制度	8件	10件	0件

上天草市障がい福祉計画(第2期)サービス見込み量と現状

1障がい福祉サービス

訪問系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
居宅介護	【必要量】	【必要量】	
重度訪問介護	773時間／月	828時間／月	403時間／月
行動援護	【利用者】	【利用者】	【利用者】
重度障がい者等包括支援	39人	44人	32人

日中活動系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
生活介護	572人日／月	1,870人日／月	301人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	26人	85人	13人
自立訓練(機能訓練)	34人日／月	39人日／月	108人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	2人	2人	6人
自立訓練(生活訓練)	308人日／月	396人日／月	191人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	14人	18人	12人
就労移行支援	132人日／月	220人日／月	92人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	6人	10人	5人
就労継続支援A型	330人日／月	484人日／月	440人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	15人	22人	23人
就労継続支援B型	308人日／月	506人日／月	356人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	14人	23人	19人
療養介護	60人日／月	120人日／月	60人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	2人	3人	2人
児童デイサービス	15人日／月	23人日／月	7人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	10人	15人	5人
短期入所	28人日／月	56人日／月	16人日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	2人	4人	5人

居住系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
共同生活介護 (ケアホーム)	0日／月	日／月	210日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	1人	7人	7人
共同生活援助 (グループホーム)	日／月	日／月	672日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	20人	23人	22人
施設入所支援	日／月	日／月	585日／月
	【利用者】	【利用者】	【利用者】
	24人	93人	20人

相談支援における1ヶ月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
サービス利用計画作成	4人／月	5人／月	1人／月

2補装具

補装具の必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
補装具	102件	108件	89件

3地域生活支援事業

(1)相談支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
相談支援事業	4箇所	6箇所	4箇所
相談支援機能強化事業	1箇所	1箇所	0箇所
区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
住宅入居等支援事業	4箇所	6箇所	4箇所
成年後見制度利用支援事業	4箇所	6箇所	4箇所

(2)地域活動支援センター

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
基礎的事業	15人	15人	16人
機能強化事業	15人	15人	16人

(3)コミュニケーション支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
コミュニケーション支援事業	8件	10件	1件

(4)移動支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
	利用者	利用者	利用者
移動支援事業	7人	7人	2人

(5)日常生活用具給付事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
日常生活用具給付事業	546件	565件	572件

(6)生活サポート事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
生活サポート事業	時間分/月	時間分/月	0時間分/月
	人	人	0人

(7)日中一時支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
	利用者	利用者	利用者
日中一時支援事業	40人	45人	31人

(8)訪問入浴車派遣サービス事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
訪問入浴車派遣サービス事業	24件	36件	1件

(9)自動車運転免許の取得・改造助成事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
自動車運転免許の取得・改造助成事業	3件	3件	1件

(10)成年後見制度

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
成年後見制度	件	件	0件

(11)スポーツ・レクリエーション開催等事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
スポーツ・レクリエーション	件	件	7件

苓北町障がい福祉計画（第2期）サービス見込み量と現状

1障がい福祉サービス

訪問系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
居宅介護	【必要量】	【必要量】	
重度訪問介護	70時間／月	84時間／月	74時間／月
行動援護	【利用者】	【利用者】	【利用者】
重度障がい者等包括支援	5人	6人	2人

日中活動系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
生活介護	374人日／月 【利用者】 17人	440人日／月 【利用者】 20人	44人日／月 【利用者】 2人
自立訓練(機能訓練)	44人日／月 【利用者】 2人	66人日／月 【利用者】 3人	0人日／月 【利用者】 0人
自立訓練(生活訓練)	88人日／月 【利用者】 4人	110人日／月 【利用者】 5人	44人日／月 【利用者】 2人
就労移行支援	44人日／月 【利用者】 2人	66人日／月 【利用者】 3人	88人日／月 【利用者】 4人
就労継続支援A型	44人日／月 【利用者】 2人	66人日／月 【利用者】 3人	66人日／月 【利用者】 3人
就労継続支援B型	240人日／月 【利用者】 12人	260人日／月 【利用者】 13人	528人日／月 【利用者】 24人
療養介護	0人日／月 【利用者】 0人	0人日／月 【利用者】 0人	0人日／月 【利用者】 0人
児童デイサービス	49人日／月 【利用者】 7人	56人日／月 【利用者】 8人	37人日／月 【利用者】 3人
短期入所	40人日／月 【利用者】 4人	50人日／月 【利用者】 5人	58人日／月 【利用者】 4人

居住系サービスにおける1ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
共同生活介護 (ケアホーム)	一日／月 【利用者】 1人	一日／月 【利用者】 1人	60日／月 【利用者】 2人
共同生活援助 (グループホーム)	一日／月 【利用者】 6人	一日／月 【利用者】 7人	150日／月 【利用者】 5人
施設入所支援	一日／月 【利用者】 19人	一日／月 【利用者】 22人	300日／月 【利用者】 10人

相談支援における1ヶ月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
サービス利用計画作成	1人／月	1人／月	1人／月

2補装具

補装具の必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
補装具	—	—	12件

3地域生活支援事業

(1)相談支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
相談支援事業	4箇所	6箇所	4箇所
相談支援機能強化事業	1箇所	1箇所	0箇所
区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
住宅入居等支援事業	4箇所	6箇所	4箇所
成年後見制度利用支援事業	4箇所	6箇所	4箇所

(2)地域活動支援センター

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
基礎的事業	一人	一人	一人
機能強化事業	一人	一人	一人

(3)コミュニケーション支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
コミュニケーション支援事業	一件	一件	0件

(4)移動支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
	利用者	利用者	利用者
移動支援事業	一人	一人	2人

(5)日常生活用具給付事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
日常生活用具給付事業	一件	一件	38件

(6)生活サポート事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
生活サポート事業	—時間分/月	—時間分/月	—時間分/月
	一人	一人	一人

(7)日中一時支援事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
	利用者	利用者	利用者
日中一時支援事業	一人	一人	0人

(8)訪問入浴車派遣サービス事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
訪問入浴車派遣サービス事業	一件	一件	一件

(9)自動車運転免許の取得・改造助成事業

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
自動車運転免許の取得・改造助成事業	一件	一件	一件

(10)成年後見制度

必要な量の見込み

区 分	平成22年度(見込み)	平成23年度(見込み)	平成23年3月末現在
成年後見制度	一件	一件	一件

平成22年度県内地域自立支援協議会の運営状況

H23.4.13 障がい者支援課自立支援班
平成23年2月調査より

No.	協議会名称	構成市町村	H23事務局(市町村、担当者・連絡先)	現任委員数	全体会議		専門部会等		地域自立支援協議会の効果や具体的な成果	地域自立支援協議会の運営上の課題	地域自立支援協議会で抽出された地域(圏域)課題	
					H22年度実績	H22年度主な協議項目	部会名	H22年度実績				主な協議項目
1	熊本市障がい者自立支援協議会	熊本市	熊本市 担当者：出田 Tel：096-328-2036 Email：ideta.saori@city.kumamoto.lg.jp	25名	4回	●自立支援協議会のあり方について(部会報告) ●重心児アンケートについて(部会報告) ●部会について(部会報告) ●来年度からの部会について(部会・就労研究会報告)	くらし部会 就労部会 子ども部会	12回 12回 12回	●グループホーム、ケアホームリストの作成 ●金銭管理について ●地域福祉権利擁護事業について ●事例検討 ●「はじめてみよう障がい者雇用」研修会実施 ●相談支援や就労関係の情報ガイド作成 ●事例検討 ●放課後、長期期間中の支援について ●障がい児の現状について	●自立支援協議会主催で、就労シンポジウムを開催し、企業や施設から約100名参加。 ●くらし部会の中で、熊本市であるグループホーム、ケアホームの調査を行い、リストを作成。同リストは毎年度更新を行う予定。有効な資源として相談があった際、活用。 ●自立支援協議会の中で交わされる意見等を、どのようにして熊本市の施策として反映させていくかが大きな課題。現在のところ、自立支援協議会における検討内容を直接取り入れるすべがなく、このような状況の中で、参加いただいている委員のモチベーションをいかに保っていくかということも課題。	●協議会の運営について、まだ手探りの状態であり、課題も多い。政令指定都市に移行した際の協議会のあり方も検討中。	
2	宇城圏域地域自立支援協議会	宇土市 宇城市 美里町	宇城市 担当者：蛇島浩治 Tel：0964-32-1387 E-mail：syakaifukushika@city.uki.lg.jp ※後日の会議により変更の場合もあります。	20名	2回	●相談支援事業や就労支援事業の活動報告及び事業計画 ●運営会議等組織の再編成、児童等(就学前を含む)に係る支援の強化	行政部会 相談支援部会 就労支援部会	3回 6回 3回	●城南町合併後の宇城圏域自立支援協議会について ●宇城地域療育センター事業及び実績について ●自立支援協議会における子ども部会・運営会議の設置について ●県相談支援アドバイザーの重点支援について ●H21年度事業報告 ●障害程度区分認定調査について ●宇城圏域自立支援協議会のあり方(運営部会の発足)について ●困難事例について ●相談支援事業所の支援のあり方と相談支援部会のアピールについて ●成年後見人制度 ●相談支援充実・強化事業について ●包括支援センターの連携について ●民生委員への啓発について ●自立支援協議会と就労支援事業の役割(講演) ●事業の決算報告・事業計画について ●事業所見学及び事業所紹介冊子作成に係る掲載内容について	●障がい者の就労支援を強化するため、委員に新たに商工会長に就任を依頼。障がい者がおかれている困難な就労状況に関して、商工会としても積極的に取り組んでいきたいとの発言あり。	●自立支援協議会の全体会が関係団体・機関の代表者で構成されていることから、日程上、十分な開催回数がとれなかった。実務者で構成する下部組織を作り、機動性をもって、協議ができる体制づくりを提案し、委員から意見を聴取。新年度に素案を提案し、承認を得たい。	●開催回数が少なく、課題について十分な議論・検討を行うことができなかったため、代わりに専門部会で協議・検討した事業について、対処した結果について委員に意見をうかがうことが多かった。
3	有明圏域障がい者自立支援協議会	玉名市 荒尾市 玉東町 長洲町 和水町 南関町	玉名市 担当者：小山久美子 Tel：0968-75-1121 E-mail：ku-oyama@city.tamana.lg.jp	27名	2回	●平成21年度事業実施状況報告及び平成22年度事業計画(案)について ●委員の追加・変更について ●第4期熊本県障がい者計画における「障がい保健福祉圏域計画」について ●地域精神保健福祉活動について ●平成23年度定期相談会(案)について ●居住サポート事業立ち上げについて ●地域自立支援協議会運営強化事業について	就労支援部会 子ども部会	2回 2回	●H21年度事業報告及び22年度計画について ●意見発表「働くことへの思い～体験を通して～」 ●グループ討議(就労についてこういった制度があれば良いなあ「社会資源等」、その他) ●講演「就労支援ってどうするの」 ●各事業所における夏休み期間中の取り組みについて(情報交換) ●保護者への支援について(グループワーク、発表、意見交換) ●熊本県障がい者計画について ●事業所における困難事例等紹介 ●事例検討について(グループワーク、発表、意見交換)	●相談支援事業の実施により、障がい者やその家族が相談できる窓口が多くなった。 ●定例会(毎月1回)では、相談支援事業者と行政が障害者支援等について、地域の情報を共有し、問題点や課題について具体的に協議するようになり、連携がとりやすくなった。専門部会でも地域が抱える課題について、実務者レベルで検討することが可能となった。 ●居住サポート事業(参加者23名)と自立支援協議会の活性化について(参加者36名)、計2回の研修会を開催。意見や質問等も活発に出て、関心の高さがうかがえた。今後の運営に役立てたい。	●定例会、事務局会議、全体会議の協議事項に地域の問題や課題をどのようにして反映させていくかが大きな課題。委員の中からは、実務者の意見が反映されていないという声もある。 ●相談支援事業で、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と求めているニーズがおのおの違う。それを集約してその中から優先順位をつけて、取り組むにあたり、共通のニーズというのがわかりづらく、事務局としてどのように進めていくのか苦慮している。	●障害者の地域移行が進まない。障害者の住まいとお金をどうするか。 ●夏休み等の長期休暇時に障害児を受け入れてくれる施設等が不足している。 ●就労を希望する障害者は多いが、受け入れてくれる企業が少ない。 ●相談まで至っていない人たちの支援。

平成22年度県内地域自立支援協議会の運営状況

H23.4.13 障がい者支援課自立支援班

平成23年2月調査より

No.	協議会名称	構成市町村	H23事務局(市町村、担当者・連絡先)	現任委員数	全体会議		専門部会等			地域自立支援協議会の効果や具体的な成果	地域自立支援協議会の運営上の課題	地域自立支援協議会で抽出された地域(圏域)課題
					H22年度実績	H22年度主な協議項目	部会名	H22年度実績	主な協議項目			
4	山鹿市自立支援協議会	山鹿市	山鹿市 担当者:原 由美 Tel:0968-43-0052 E-mail:hara.yumi@city.yamaga.lg.jp	13名	2回	●各部会活動報告 ●平成22年度熊本県障害者を地域で支える体制づくりモデル事業を受託した愛媛館から内容の説明と協議会の承認について ●障害福祉サービス支給基準について	就労支援部会	4回	●就労支援ネットワーク会議との役割分担及び今後の活動について ●活動方針と活動計画(一般就労の状況調査を実施) ●一般就労の調査結果報告 ●障害者職業センター岩波氏の講演(就労支援機関の役割と連携について) ●障害者雇用の企業・事業所による受け入れ事例・経過報告について	●各部会で活動した内容や活動予定を全体会で報告することにより、協議会としての方向性やそれに対する部会活動のあり方を見直したり修正する機会となっている。	●各部会で活動した内容を全体会で、検討するなど、組織としての体制づくりができた。今後は、部会から全体会に活発が提案ができるような環境づくりを進めたい。	●地域の課題の整理が必要。
5	菊池圏域地域自立支援協議会	菊池市 合志市 菊陽町 大津町	菊陽町 担当者:山本 Tel:232-4913 E-mail: yasunori-ya@town.kikuyo.lg.jp	24名	1回	●ケース事例報告 ●専門部会の設置及び福祉マップの作成状況について	サービス支給量検討部会	0回	なし	●各分野からの委員による情報提供及び意見交換等により、各機関等の問題意識の共有ができた。	●各関係機関(委員を依頼している機関及び依頼していない機関も含めて)間の連携及び連絡調整が不十分な点がある。 ●委員を集めて全体会を開催しても、地域の課題について意見がなかなか出ない。 何を目的に全体会を開催するのかが不明確であるため、検討する必要がある。	●圏域内の社会資源の周知。 ●専門部会を設置し、各部門で課題を検証。
6	阿蘇圏域自立支援協議会	阿蘇市 南小国町 小国町 産山村 高森町 南阿蘇村 西原村	小国町 担当者:宮崎智幸 Tel:0967-46-2116 E-mail:t.miyazaki@town.kumamoto-oguni.lg.jp	24名	1回	●相談支援事業実施状況報告 ●熊本県障がい保健福祉圏域計画について	北部ブロック 中部ブロック 南部ブロック	1回 1回 1回	●困難事例等の検討 ●困難事例等の検討 ●困難事例等の検討	●町村の枠、事業所の枠を越えた困難事例の検討によりサービスの連携が強化される。		●役場、施設、病院等が点在しており、公共交通機関も少ないため、障害者が活動するための移動に不自由を感じている。
7	上益城圏域自立支援協議会	御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町	山都町 担当者:下田 Tel:0967-72-1229 E-mail:shimoda.risa@town.kumamoto-yamato.lg.jp	24名	1回	●相談支援事業所の実施状況報告 ●協議会の現状報告(定例会、地域生活支援班、社会資源班、就労支援班)	定例会 就労支援班	12回 4回	●事例検討 ●自立支援協議会の役割について ●H21年度全体会における意見について ●地域生活支援班について ●就労ネットワーク充実・強化事業について ●発達障害の普及啓発について ●H22年度全体会における意見について ●今後の協議会の在り方について ●成年後見人制度について ●就労ネットワーク充実・強化事業の進め方について ●メンバーの選定及び今年度の取組について ●就労移行支援事業所及びB型事業所の見学(山都町)について ●障害者雇用を行っている企業の見学(益城町)について	●毎年1回行われている定例会により、圏域内の障害福祉担当者や相談支援員との関わりが深くなり、意見交換しやすい環境になってきている。また、様々なケースの事例を報告・検討することで、情報共有ができている。 ●全体会で各機関の意見を聞くことにより、それぞれの分野でのニーズが明らかになってきている。 ●具体的な成果としては、社会資源マップの作成し、関係機関への配布。重症心身障害児の困難事例の解決など。	●本圏域では、就労移行支援事業所は山都町にしかないが、他4町は事業所までの距離や移動手段の有無等により、熊本市や宇城圏域の事業所を利用するケースが多く、圏域としての目標設定がしづらい。 ●定例会での議題について、検討を要する。	●相談支援事業所と身体障害者相談員との連携について ●圏域内での移動手段が少ないため、サービス利用のために選択できる事業所が限られてくる。 ●相談に到っていない人の掘り起こしについて

平成22年度県内地域自立支援協議会の運営状況

H23.4.13 障がい者支援課自立支援班

平成23年2月調査より

No.	協議会名称	構成市町村	H23事務局(市町村、担当者・連絡先)	現任委員数	全体会議		専門部会等			地域自立支援協議会の効果や具体的な成果	地域自立支援協議会の運営上の課題	地域自立支援協議会で抽出された地域(圏域)課題
					H22年度実績	H22年度主な協議項目	部会名	H22年実績	主な協議項目			
8	八代市地域自立支援協議会	八代市	八代市 担当者：宮崎宏恵 TEL：0965-35-0294 E-mail: hiro-mxr@city.yatushiro.lg.jp	19名	2回	●相談支援事業評価 ●専門部会事業計画 ●事前アンケートに基づく課題検討 ●専門部会事業報告について	相談支援部会	7回	●社会資源について(社会資源の情報の共有) ●困難事例についての意見交換 ●障がい福祉制度について ●行政から相談支援員への情報提供 ●先進地視察研修に係る視察先と視察内容の検討(広島市廿日市地域自立支援協議会)	●3障害の関係者や組織のネットワーク作りができ、情報共有により、障がい者支援がスムーズに行えるようになってきた。 ●平成22年度は、第1回全体会を開催する前に、委員に「八代に住む障がい者をとりまく課題」についてアンケート調査を行い、全体会の中でその課題を解決するにはどうすればいいか検討を行った。このことで、自分たちで問題を解決するのだという本来の協議会の役割を委員各自が認識できたと思う。	●日常業務に追われて、全体会議や専門部会開催がやっとの状況。運営をどこかに委託しようと思っても、予算がない。 ●地域自立支援協議会委員に各専門部会に所属してもらうようになった。今後、どのように専門部会を運営していくかが課題。 協議会で課題を抽出したが、問題解決まで至っていない。今後も、問題解決まで継続して検討する必要がある。	●障がい者スポーツが楽しみ、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人までスポーツを楽しめるような施設について ●障がい者スペースに一般車が駐車できないようにすることがないか 一ポスターを製作し、掲示することで、啓発すること。ポスター作成費は予算計上。 ●障がい者を受け入れる一般企業や就労継続支援A型事業所など、障がい者が経済的に自立ができるような場を増やす必要があるが、どのような方策が必要か。
							地域移行支援部会	0回	●地域移行支援特別対策事業(県事業)に参加し、精神障がい者の地域移行支援を行った。市の部会としての活動なし。			
							社会資源部会	4回	●視察先検討 ●就労移行支援事業所(宇城圏域2箇所)見学 ●重度心身障害児通園B型事業所見学			
							就労支援部会	3回	●ハローワーク八代への情報提供(スキルアップ研修)について ●企業訪問報告 ●活動計画 ●リーフレットの活用について ●スキルアップ研修(ジョブコーチ支援の実態)について ●福祉マップの改訂について ●自立支援協議会の報告 ●リーフレット活用状況について ●福祉マップを就労支援マップに作り変えるための確認・活用方法について、来年度の活動内容			
9	氷川町地域自立支援協議会	氷川町	氷川町 担当者：谷口 富貴 TEL：(0965)52-5852 E-mail: taniguti@town.kumamoto-hikawa.lg.jp	10名	0回					●懸案事例発生の際に、それぞれの専門分野で連携がとれるなど、的確な対応が可能である。	●小規模自治体では、ケース自体が少なく、全体会、専門部会等に細分化するのはなじまない。実際は、発生ケースごとに、関係機関で対応するほうが迅速な対応ができる。	
10	水俣芦北地域自立支援協議会	水俣市 芦北町 津奈木町	水俣市 担当者：小形 TEL：0966-61-1650 E-mail: kogata-a@city.minamata.lg.jp	29名	1回	●相談支援事業所活動実績報告及び課題提起	相談支援部会	5回	●事業所見学 ●福祉マップの作成	●各事業所の福祉サービスの内容の周知 ●行政、相談支援事業所、各事業所の連携強化 ●基準該当児童デイサービス事業所の設置 ●福祉マップの作成	●地域のニーズ及び課題がある程度わかったが、それを解決する手立てが見つからない。	●重度訪問介護等の支援が必要な人がいるが、ヘルパー不足により十分な対応ができない。 ●介護者の病気や死亡などで、緊急の短期入所が必要となる方が増えているが、長期の短期入所となるため、新たに発生する緊急の短期入所に空きがないことが多い。

平成22年度県内地域自立支援協議会の運営状況

H23.4.13 障がい者支援課自立支援班

平成23年2月調査より

[illegible]

天草地域自立支援協議会 規約

(設置)

第1条 天草地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条に掲げる基本的理念を尊重しつつ、障害者（児）の生活の質の向上を目指し、関係団体等が連携を深めることにより、天草地域における障害者（児）の福祉の向上に寄与することを目的として設置する。

(定義)

第2条 この規約において、委託相談支援事業者とは、天草地域2市1町が共同で実施している障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という）第77条第1項に規定する事業（以下「委託相談支援事業」という。）の委託を受けた指定相談支援事業者のことをいう。

2 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、自立支援法の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別のケア会議を必要に応じて随時開催するものとする。）
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善
- (4) 委託相談支援事業の評価
- (5) その他必要と認められる事項

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に該当する関係団体等であって、別表1に掲げる団体の代表により構成する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 障害者関係団体
- (6) 雇用関係機関
- (7) 各種相談員及び民生委員児童委員
- (8) 行政機関

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集するものとし、年1回開催する。ただし、特に必要と認められる場合に臨時に開催することができる。

(定例会の設置)

第7条 協議会は、地域の現状・課題について、地域の関係者が情報を共有する機会を確保するため、定例会を設置し、定期的に開催するものとする。

(運営会議の設置)

第8条 協議会は、障害者（児）の福祉に関する課題等の整理をし、協議会の方向性や各会議の日程調整、専門部会の追加及び統廃合などの検討を行うため、運営会議を設置する。

2 運営会議は、委託相談支援事業者及び市町村等で構成する。

(専門部会の設置)

第9条 協議会は、地域の課題解決に向けた検討を行うため、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(1) 児童部会

(2) 就労部会

(3) 地域生活部会

(4) その他必要に応じて設置

2 前項に定める部会を構成する者は、課題ごとの地域の中核的な者とし、定例会又は運営会議で選定するものとする。

3 部会は、委託相談支援事業者が運営するものとする。

4 部会は、活動報告及び課題の検討結果を協議会に報告するものとする。

5 その他必要に応じて専門部会の追加及び統廃合を行う。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、代表市町障害福祉主管課において処理する。

(報酬等)

第11条 協議会及び部会の委員は、無報酬とする。

(費用の負担)

第12条 協議会の開催に関わる経費は、2市1町で協議して負担する。ただし、部会の開催に係る経費は、委託相談支援事業者が負担する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年8月4日から施行する。